

## 国家戦略特区 検討要請回答

規制改革事項	森林資源を活用した拠点整備のための林地開発許可権限の市への移譲
提案者	養父市（区域計画素案）

制度の所管・関係府省庁	農林水産省
関係法令	森林法第10条の2

提案内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・森林資源を活用した各種施設の整備を通じ、産業や観光の拠点化を推進するため、一定規模以下の開発行為については、県に代って市による林地開発許可を可能とする。</li> </ul>
提案に対する回答	<ul style="list-style-type: none"> <li>・林地開発許可制度は、災害の防止等を目的に、1haを超える林地の開発につき、広域にわたる地域の事情等を熟知している都道府県知事の許可に係らしめているものである。</li> <li>・広島市や兵庫県丹波市など全国各地で記録的な豪雨による山地災害が多発している状況等に鑑みれば、災害にもつながる開発の是非の判断を移譲することについては、慎重を期する必要がある。</li> <li>・なお、この許可権限については、地方自治法上、都道府県と市町村が協議の上、都道府県の条例により移譲することが可能となっており、必要な場合には知事の判断により措置可能。県と市双方が適切に協議を行い、両者の合意のもとで判断されることが極めて重要であるため、一律に権限移譲を認めることには慎重であるべき。</li> </ul>

### 【関係法令抜粋】

森林法（昭和二十六年六月二十六日法律第二百四十九号）

（開発行為の許可）

第十条の二 地域森林計画の対象となつている私有林（第二十五条又は第二十五条の二の規定により指定された保安林並びに第四十一条の規定により指定された保安施設地区の区域内及び海岸法（昭和三十一年法律第一百一号）第三条の規定により指定された海岸保全区域内の森林を除く。）において開

発行為（土石又は樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為で、森林の土地の自然的条件、その行為の態様等を勘案して政令で定める規模をこえるものをいう。以下同じ。）をしようとする者は、農林水産省令で定める手続に従い、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、次の各号の一に該当する場合は、この限りでない。

- 一 国又は地方公共団体が行なう場合
  - 二 火災、風水害その他の非常災害のために必要な応急措置として行なう場合
  - 三 森林の土地の保全に著しい支障を及ぼすおそれが少なく、かつ、公益性が高いと認められる事業で農林水産省令で定めるものの施行として行なう場合
- 2 都道府県知事は、前項の許可の申請があつた場合において、次の各号のいずれにも該当しないと認めるときは、これを許可しなければならない。
- 一 当該開発行為をする森林の現に有する土地に関する災害の防止の機能からみて、当該開発行為により当該森林の周辺の地域において土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれがあること。
  - 一の二 当該開発行為をする森林の現に有する水害の防止の機能からみて、当該開発行為により当該機能に依存する地域における水害を発生させるおそれがあること。
  - 二 当該開発行為をする森林の現に有する水源のかん養の機能からみて、当該開発行為により当該機能に依存する地域における水の確保に著しい支障を及ぼすおそれがあること。
  - 三 当該開発行為をする森林の現に有する環境の保全の機能からみて、当該開発行為により当該森林の周辺の地域における環境を著しく悪化させるおそれがあること。
- 3 前項各号の規定の適用につき同項各号に規定する森林の機能を判断するに当たっては、森林の保続培養及び森林生産力の増進に留意しなければならない。
- 4 第一項の許可には、条件を附することができる。
- 5 前項の条件は、森林の現に有する公益的機能を維持するために必要最小限度のものに限り、かつ、その許可を受けた者に不当な義務を課することとなるものであつてはならない。
- 6 都道府県知事は、第一項の許可をしようとするときは、都道府県森林審議会及び関係市町村長の意見を聴かなければならない。